

令和7年度第2回 葛飾区障害者施策推進協議会 会議録

日 時	令和8年3月16日（月） 午前10時00分～午後12時15分
場 所	ウェルピアかつしか ひがほりめもりあるほーる

〈議事〉

1. 開会

【省略】

2. 会長挨拶

◎綿会長

年度末の会議ですので、この1年間の活動を振り返るとともに、各部会で見えてきた課題を皆さんで共有できればと思います。「こんな活動をしました」で終わるのではなく、次につながる議論にしていくことが大切です。

今は高次脳機能障害者支援法の施行や医療的ケア児支援法の見直しなど、障害福祉が大きく変化する時期にあります。医療的ケア児者やALSの方への支援、住まいや医療的ケアのあり方など、新たな課題も見えてきています。

また、先日の千葉の事件のような8050問題は、葛飾区でも決して他人事ではありません。支援につながっていない方々にどう支援を届けるのかを考えていく必要があります。グループホームや地域生活支援の充実など、地域全体で取り組むべき課題も多くあります。

一方で、人材不足は深刻化しており、サービス基盤をどう維持するかも大きなテーマです。

こうした課題に対し、来年度どのような取組が必要か、ぜひ率直なご意見をいただきたいと思います。

本日の会議が次の一歩につながる場となることを期待しています。

傍聴人入場

3. 議題

（1）部会の実績報告について

①葛飾区障害者就労支援部会 実績報告

◎事務局（障害福祉課就労支援係長）

【資料1について説明】

◎長田委員（社会福祉法人かがやけ福祉会）

就労継続支援B型事業所では、工賃向上に取り組む一方で、報酬制度の変更や利用者の高齢化・重度化により苦勞していると感じています。部会の中で、事業所から現在の課題などについて具体的な声があったか伺います。

◎事務局（障害福祉課就労支援係長）

工賃向上に向け、補助金の活用や販売場所の提供などに取り組んでいますが、十分に周知しきれていない面があります。

工賃向上を考え、補助金の活用を通じた取り組みもお声掛けしているのですが、やはりB型事業所では、高齢化が進んでおり、また重度化も進んでいるということで、そういった検討や新商品開発に時間を割けないという生の声をいただいております。

就労支援センターとしましても、こういった支援や補助ができるのかを考えていきたいと思っております。

◎綿会長

国のB型事業所の平均工賃は現在2万4000円程度だと思いますが、葛飾区の平均工賃については、どの程度か把握されていますでしょうか。

◎事務局（障害福祉課就労支援係長）

はい。令和6年度の実績が2万5,987円です。

◎綿会長

国の平均工賃程度は見込めるということですね。

現在、他の自治体ではICTを活用し、B型事業所の自主生産品の販売をネット販売へと切り替えている事例も見られます。自主生産所での販売は昼間の時間帯に限られますが、ネット販売であれば24時間365日販売することが可能です。こうした事例も踏まえ、B型事業所における販路開拓を今後どのように展開していくのかについて、関係者間で議論を深めていく必要があるのではないかと強く感じています。

地域によっては、B型事業所の工賃が4万円から5万円程度に達しているところもあり、次のステージを見据えた取組が進められています。葛飾区においても、こうした先行事例を踏まえ、今後の取組について検討を進めていただきたいと思います。

私自身、今年、全国社会就労センター協議会の全国大会で基調講演を行いました。その際に申し上げたのは、「B型事業所も就労支援センターも、現状のままでは将来的に厳しい状況に直面するのではないか」ということです。

多くの事業所では、自主生産品としてクッキーを製造・販売していますが、ただクッキーを作って販売するだけでは、工賃の向上にはつながりません。問題は、クッキーを製造・販売していることそのものではなく、それをいかにブランド化し、付加価値を高めていくかにあると考えます。

講演後の懇親会では、厳しい意見として受け取られるかと思いましたが、多くの方

から「よく言ってくれた」と声を掛けていただきました。

現在は大きな転換期にあるため、販売手法やブランディングの支援について、行政も積極的に関わっていく必要があるのではないかと思います。

実際に、ネット販売への移行によって工賃が上昇した事例もあります。しかし一方で、「福祉だから購入する」のではなく、「商品の品質や魅力によって評価される」という市場の厳しい視点に直面することになります。そのため、社会一般の価値観と福祉分野の価値観を擦り合わせていく必要があります。これまでの「福祉だから購入してもらおう」という考え方から、「良い商品だから購入してもらおう」という考え方へと時代は変化してきています。こうした変化を適切にコーディネートしていくことが重要だと考えていますので、そのような視点も踏まえてご検討いただければと思います。

◎奥村委員（社会福祉法人アムネかつしか）

就労選択支援について、これまでの実績と課題があれば教えていただけますか。

◎事務局（障害福祉課就労支援係長）

現在、区内で就労選択支援を実施している事業所は、シードフォレストさんのみです。

12月に事業を開始したばかりであるため、現時点では十分な実績を把握するまでには至っておりませんが、12月に1名の方がシードフォレストさんにおいて実習のような形式で利用されていることを確認しております。

今後、どの程度ニーズが高まっていくのかについては、シードフォレストさんにおいても実施を重ねながら把握していく段階にあると認識しております。

就労選択支援は、利用者自身の適性や希望を整理し、適切な支援を提供することで、就労移行支援や就労継続支援A型、さらには一般就労へとつながることが期待される仕組みです。こうした取組の状況については、今後も部会の中で引き続き情報提供を行っていきたいと考えております。

◎綿会長

就労選択支援は始まったばかりの制度であり、就労先を選択する機会を確保することは非常に重要だと思います。この制度で大切なことは、就労アセスメントを関係者間でどのように共有していくかという点です。例えば、特別支援学校の進路担当教員やご家族などとの十分な連携がなければ、適切な就労アセスメントにつながりません。就労アセスメントが適切に行われれば、利用者にとって非常に有効な支援につながるものと考えています。しかし、事業者の立場からすると、負担が大きすぎることから参入する事業者が増えず、全国的にも中々広まっていけないというのが実情ではないかと思います。

また、就労選択支援に関してもう一つの重要な視点が計画相談です。計画相談の相談員との連携をどのように進めていくのか、さらに学校や企業などの関係機関をどのようにつなぎ、コーディネートしていくのかが重要なポイントになると考えています。

そのため、こうした連携体制の構築について、この部会においても課題として共有し、必要なバックアップや支援のあり方について検討していくことが重要ではないかと考えています。

◎前田委員（葛飾区手をつなぐ親の会）

毎年、ウェルピアまつりで障害者福祉表彰の表彰式を行っているのですが、今年度の表彰対象者が2名のみでした。対象者が少ない理由を伺ったところ、区内事業者に対して推薦依頼を行う一方で、葛飾区民であっても区外で就労している方には十分に周知されていないとの説明を受けました。

就労支援センターでは、障害のある方がどのような事業所や企業に通っているかについて、ある程度把握されているのではないかと思います。それにも関わらず、区外で就労している方々の推薦に向けて、関係機関との連携がなぜ十分に図られていないのか疑問に感じました。

◎事務局（障害者施設課長）

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、今年度は表彰対象者が少なく、せっかくの表彰の機会を十分に生かし切れていない面があったと感じております。

今後は、ご活躍されている方々をより幅広く把握できる方法がないか検討してまいります。特に就労支援については、障害福祉課とも連携して対象拡大を検討していきたいと考えております。

◎綿会長

こうした情報共有は、部会だからこそできる取組だと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎小堀委員（のぞみ発達クリニック）

資料からは発達障害のある方への支援の取組が見えにくいように感じています。発達障害のある方の高校や大学卒業後に就労がうまくいかず、ひきこもり状態となるケースもありますが、そのような方々への支援や取組についてお聞かせください。

◎事務局（障害福祉課就労支援係長）

発達障害のある方も年々増加しており、精神障害のある方と同程度の増加傾向にあります。特に、就職後に初めて自身の特性に気付く20代前半の若い方が増えており、そうした方々に対しては就労支援センターで就職支援を行っていますが、一定の就労訓練が必要なケースも多く見受けられます。

そのため、就労支援センターへの利用登録だけでなく、就労移行支援事業所等において、自身の課題と向き合いながら強みを伸ばし、課題の改善に取り組んでいただくことが、結果として就職への近道になると考えております。

今後も、区内及び近隣地域の就労移行支援事業所に関する情報を的確に把握し、利用者一人ひとりの状況や特性に応じて適切な事業所を紹介できるよう取り組んでまいります。

◎綿会長

発達障害のある方々は、制度の狭間に置かれやすい傾向があり、周囲からも特性や困りごとが見えにくいため、必要な支援につながりにくいという課題があると感じています。

障害者手帳を所持している方であれば支援につながりやすい面がありますが、手帳を取得していない方については就職がうまくいかないケースもあるのではないかと思います。こうした方々を様々な支援ネットワークの中で埋もれさせないことが重要であると感じました。

（１）部会の実績報告について

②身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

◎事務局（障害福祉課相談係長）

【資料２について説明】

◎綿会長

計画相談についてはあまり増えていないのでしょうか。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

事業所数については、この５年間で９事業所増えていますが、児童を対象とする事業所は十分に増えていない状況です。

また、令和８年１月時点におけるセルフプランの状況を見ると、成人では約５００人、全体の約２３％がセルフプランとなっています。

児童については、障害者総合支援法に基づくサービスでは約８０人、３７．８％の方がセルフプランとなっていますが、児童福祉法に基づく通所サービスでは、児童発達支援で約４５０人、４５％の方がセルフプラン、放課後等デイサービスで約６６０人、６７％の方がセルフプランとなっており、児童を対象とする相談支援事業所の数が不足している状況にあります。

◎綿会長

セルフプランの割合を今後どのように考えていくかは、大きな課題の一つだと思います。計画相談については、どこの自治体でも事業所数がなかなか増えていません。経営的な採算性に加え、人材不足も深刻であり、受け入れ体制の拡充が難しい状況にあります。

また、報酬請求には上限が設定されているため、事業所が担当できる利用者数にも

限界があり、計画相談の拡大が進みにくい要因になっていると考えられます。

話は変わりますが、資料にある第1回の主任相談支援専門員連絡会では、ライフステージの転換期に関してどのような議論があったのでしょうか。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

課題として、児童から成人への移行時や、成人が65歳を迎えて介護保険へ移行する際に、関係機関同士の情報共有が円滑に行われていない状況があります。

その要因を分析するための研修会を実施したところ、児童分野の相談支援専門員が重要と考える情報と、成人分野の相談支援専門員が必要とする情報にずれがあることが分かりました。

また、成人分野の相談支援専門員が把握している情報と、ケアマネージャーが求める情報との間にもギャップがあることが浮き彫りとなりました。

研修会では、各分野の相談支援専門員ごとにグループを分け、どのような引継ぎが望ましいのか、また、どのような情報がどのような理由で必要とされるのかについて意見交換を行いました。今後は、ライフステージの転換期に必要な情報について整理を進めていきたいと考えております。

◎綿会長

ライフステージの移行期については、児童期から成人期への移行に際して、支援区分、年金、主治医の変更という3つの大きな壁があると考えています。

また、成人期から高齢期への移行、いわゆる「65歳の壁」については、ケアマネージャーが障害福祉サービスについて学ぶ必要性が高まっていると感じています。

例えば、訪問介護と居宅介護では、細かい部分で用途が異なっているので、プランニングをする際、ずれが生じることがあります。そのため、制度の違いを正しく理解した上で、利用者の用途に応じたサービスの切り替えが必要であり、それを行うための知識が必要となります。

障害福祉の分野では、例えば、就労継続支援B型については、高齢になっても継続利用が可能ですが、65歳を過ぎてから新たにB型を利用することは難しいケースが存在します。そのため、65歳を迎える前の段階から、高齢期への移行を見据えた個別支援計画やサービス等利用計画の作成を進めていくことが重要だと考えます。

ライフステージの移行期は、様々な課題が生じやすい時期ですので、ぜひその点も踏まえてご検討いただければと思います。

◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

学校で作成される個別指導計画には、ご本人の希望や保護者の思いが記録されており、毎年積み重ねられる大切な情報です。こうした記録を適切に活用することで、限られた相談時間では伝えきれない内容も共有できると思いますので、ぜひ大切に引き継いでいただければと思います。

卒業後の生活介護の場面においても、毎年記録を作成していただいております、ご本人

の成長の様子が残されていますので、そうした情報を大切に活用していただきたいと思います。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

前の事業者からの情報を有効に活用し、年度を重ねるごとに新たな課題や目標が出てくると思いますので、上手に活用していきたいと思います。

◎綿会長

制度ごとの切れ目のない支援の実現は国において重要なキーワードであり、各区市町村の障害福祉計画においても大切な視点だと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

（１）部会の実績報告について

③葛飾区精神障害支援部会 実績報告

◎事務局（保健予防課長）

【資料３について説明】

◎綿会長

人数で見ると、最も右肩上がりで増加しているのが精神障害のある方々だと思いますが、葛飾区として特に課題と感じている点がありますか。例えば、国が地域包括ケアへの移行を進める中で、資源の不足などの課題はあるのでしょうか。

◎事務局（保健予防課長）

地域移行に関しては、グループホームなどの社会資源について、現時点では区内全体として不足している状況ではありません。

一方で、精神障害のある方の場合、区内在住者よりも他区在住者の利用が多い状況にあり、結果として区内在住者が利用できないケースも生じております。そのため、利用状況のバランスを今後検討していく必要があると考えております。

◎綿会長

民間事業者が運営している以上、他区の利用者の利用を制限することは難しい面もあると思いますが、そのような中で、地域活動支援センターを利用されている方も多いと思います。例えば、地域活動支援センターに通所している方の中には、通常の障害福祉サービスに円滑に移行される方はいらっしゃるのでしょうか。

◎事務局（保健予防課長）

確かに、居場所づくりの場として地域活動支援センターを利用されている方がおられますが、そこから就労継続支援Ａ型・Ｂ型や就労移行支援へ円滑に移行できるかど

うかは、本人の特性等によるところが大きいと考えております。そのため、一人ひとりの状況に寄り添いながら適切なタイミングを見極め、次の通所先への移行につなげていく取組を行っているところです。

◎綿会長

地域活動支援センターも他区からの利用はありますか。

◎事務局（保健予防課長）

地域活動支援センターの利用対象者は葛飾区民に限られています。

◎綿会長

ありがとうございます。

精神障害のある方への支援においては、医療との連携が非常に重要であると考えております。また、症状には調子の良い時期と悪い時期の波があるため、その状況に応じた支援のあり方について検討していく必要があると感じております。

例えば、グループホームを利用している方が体調を崩し、入院に至るケースがあります。その場合、利用者が不在となるので、グループホームの運営面に影響が生じることがあります。一方で、外部サービスの活用はできるので精神障害のある方については柔軟な対応が必要になると感じております。

（１）部会の実績報告について

④差別解消部会 実績報告

◎事務局（障害福祉課相談係長）

【資料４について説明】

◎小堀委員（のぞみ発達クリニック）

これまでの出前講座について、実績と具体的な実施事例についてお聞かせください。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

今年度は、出前講座の依頼が２件ございました。いずれも介護保険のケアマネジャーの勉強会として実施したもので、８６名の方にご参加いただいております。

講座では、制度の内容や合理的配慮について説明を行ったところです。

◎綿会長

出前講座は非常に大切な取組だと考えております。他区では、小さい頃から障害への理解を深めることが重要であるとの観点から、小学校で出前講座を実施している例もあります。学校と連携しながら、子どもの頃から障害への理解について学ぶ機会を作っていくとよいのではないかと考えております。

◎西川委員（葛飾特別支援学校PTA）

区の公式 YouTube チャンネルにアップされている普及啓発動画について質問があります。

動画の再生回数を見ると、十分に視聴が広がっているとは言い難い状況ではないかと感じております。

せっかく動画を制作・配信している以上、多くの方に見ていただくことが重要だと思いますが、再生回数やチャンネル登録者数を増やすために、どのような周知やPRの取組を行っているのでしょうか。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

区内商店街の会合などの場で、動画の案内を行うとともに、QRコードを掲載したリーフレットを配布させていただいております。

一方で、再生回数については、まだ十分ではないと認識しております。動画をより多くの方にご覧いただけるよう、今後も効果的な周知・PRに取り組んでいきたいと考えております。

◎西川委員（葛飾特別支援学校PTA）

葛飾区公式 YouTube チャンネルの登録者数が約 9,500 人である一方、当該動画の再生回数は 184 回にとどまっています。この状況を見ると、動画制作に要した労力や費用に対して、十分な効果が得られているのか疑問を感じるところです。

◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

昨年 3 月に葛飾区移動等円滑化促進方針が策定され、「3 つのバリアフリー」という冊子も作成されているかと思えます。その冊子を活用して都市整備部調整課の方々が、小学校でバリアフリーの学習会を実施されているというお話を個人的に伺いました。

福祉分野以外の部署の方々がこのような取組を進めてくださっているのであれば、福祉部もそれに連携し、実際の車椅子の利用方法やバリアフリーに関する具体的な説明を加えていただくことで、子どもたちの理解がより深まり、貴重な学びの機会になるものと考えます。

ぜひ区役所内で部局横断的な連携を図っていただけると大変うれしく思います。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

これまで十分な連携が図れていなかった面もあるかと思えますので、今後はしっかりと連携を進めていきたいと考えております。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

先ほど住谷委員からお話のありました、福祉部以外の部署との連携による小学校で

のバリアフリー学習については、大変有意義な取組であり、私も賛同いたします。

これまで、出前ボランティア講座を実施しており、その中で子どもたちを対象とした手話体験などを行ってまいりました。

講座に参加した学校の中には、事前学習に取り組んでいる学校もありました。どのような事前学習をしているのか伺ったところ、YouTube を視聴したり、手話を覚えたりするなど、積極的に学習に取り組んでおりました。

こうした取組が行われていることを区として十分に認識していただくとともに、小学校は数多くありますが、こうした学習の機会を広く展開していくことで、子どもたちはもちろん、保護者や地域の方々にとっても理解を深めるきっかけになるのではないかと考えます。

ぜひ関係部署間で連携を図っていただければと思います。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

小学生を対象として、ぜひ検討していきたいと考えております。

◎長田委員（社会福祉法人かがやけ福祉会）

先日、私どもの事業所の職員採用に応募された方から、「小学生の頃に出前講座で障害のある方と接する機会があり、それがきっかけで応募しました」とのお話を伺いました。

子どもの頃に障害のある方への理解を深める学習機会を持つことは、障害福祉の仕事に関心を持つきっかけにもなり得ると感じています。そうした意味でも、ぜひ学校教育の中で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私自身、手話ニュースを見る機会がありますが、手話で伝えている方々が豊かな表情を交えながら情報を発信されている姿に感銘を受けています。

子どもたちには、障害のある方も社会の一員として共に生活し、支え合いながら暮らしていることを学ぶ機会を設けていただければと思います。

◎綿会長

YouTube を作るだけでなく、それをどのように活用していくかが重要だと思います。障害福祉という枠にとどまらず、町会や学校など様々な関係機関と連携することで、取組の輪は広がっていくと思います。

また、こうした内容にできるだけ幼い頃から触れる機会を設けることは、インクルーシブ社会の実現につながるものだと思います。このような視点や取組については、今後の第8期障害福祉計画の中にも位置付けていただけるとよいのではないかと、皆さまのお話を伺いながら感じたところです。

◎前田委員（葛飾区手をつなぐ親の会）

今回、ヘルプシールを作成されたことは大変よかったと思います。

以前、知的障害のある方が自転車に乗っていた際、警察官から声をかけられたので

すが、ご本人が十分に説明できず、対応に苦慮した事例があったと伺いました。最終的にはご家族の説明により事情が確認され、解決したとのことでした。

この話を聞いて私どもの会としては、4月に変更される交通ルールについて学ぶため、5月に警察官を講師に招いた講座の実施を予定しております。それと併せて、せっかくヘルプシールを作成したのであれば、障害の特性により十分な説明や応答が難しい場合があることを伝えられるような活用方法も考えられたのではないかと感じています。

◎綿会長

ヘルプシールは、自分には支援が必要であることを周囲に伝えるうえで重要なツールだと考えています。一方で、他区では、ヘルプシールを不適切に利用する事例が増えていることから、希望者に無条件で配付するのではなく、一定の確認が必要ではないかという議論がありました。適切な配付方法について考える必要がある一方で、配付要件を厳しくしすぎると本当に必要とする方に行き渡らなくなる懸念もあります。このような議論が他区で行われていたことから、ご参考までに紹介させていただきました。

(1) 部会の実績報告について

⑤地域生活支援部会 実績報告

◎事務局（障害福祉課援護係長）

【資料5について説明】

◎綿会長

拠点のコーディネーターの配置は進んでいるのでしょうか。

◎事務局（障害福祉課援護係長）

「この方が拠点コーディネーターです」と明確に位置付けられた方はおりません。拠点機能を担う体制としては、援護係の職員や相談係の職員が対応しているところでございます。

◎綿会長

「拠点コーディネーターを配置しなさい」という考え方はありますが、新たな業務負担の懸念もあり、手を挙げる方がいないというのが実情ではないでしょうか。そのため、どこの自治体でも地域拠点コーディネーターの配置は思うように進んでいないと感じています。

◎西川委員（葛飾特別支援学校PTA）

虐待が疑われる場合には、子どもの安全を守るため、関係機関による調査や聞き取

りが適切に行われることは必要なことだと考えています。

一方で、結果として虐待などの事実が確認されなかった場合において、調査を受けた保護者が精神的な負担を感じることもあります。

そのため、必要な調査を適切に実施することはもちろんですが、併せて調査を受けた保護者への配慮やフォローについても、今後の検討課題としていただければと思います。

◎事務局（障害福祉課援護係長）

まず、「障害者虐待」という言葉がかなり浸透してきていると思います。その影響かどうかは分かりませんが、さまざまな事案を「虐待」という言葉で括って捉えることが多くなっているように感じます。本人が家族との関係で困りごとを抱えていた場合、以前であれば支援者が本人の話を聞き、それを家族に伝えながら対応していたと思います。その是非は別として、そうしたケースも現在では「障害者虐待」として捉えられ、通報につながっているという印象があります。

なお、通報があったからといって「通報があったので調査に来ました」という入り方は基本的にしていません。事実関係が分からない段階ですので、本人にも家族にも慎重に対応するよう心がけています。今のお話を踏まえ、今後もより丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

もう一つ、施設職員による虐待についても、家族による虐待と同程度の通報が寄せられています。施設職員による虐待の通報は、内部職員や退職者、家族などさまざまな方から寄せられます。その場合も「虐待の通報があったので話を聞かせてほしい」と直接伝えることは、当事者となる職員に大きな負担となるため、まずは周囲への聞き取りなどを行い、本人への直接的な確認はできるだけ避けるよう慎重に進めています。今後も、これまで以上に丁寧な対応を心がけていきたいと思います。

◎綿会長

こうした認識を共有していくことは大切だと思います。障害者虐待防止法では、家族、施設職員、企業などの使用者による虐待の3類型が定められていますが、その中で、公益通報は非常に重く受け止められがちだという印象があります。そうした負担感をどう軽減していくかが重要だと思います。施設においても、虐待防止研修が法定の義務となるなど、虐待防止に関する取組は年々厳格化されています。さらに、児童福祉法の改正により、躰を理由とした体罰も認められなくなっています。

私が考える重要なことは、支援の理由を合理的に説明できることです。例えば、行動障害のある方が興奮して他害行為や危険な行動を取るおそれがある場合、職員が身体を制止することがあります。その際、「本人や周囲の安全、命を守るために必要な対応だった」と説明できるのであれば、それでよいのではないかと考えています。何が合理的な対応に当たるのかについては、ディスカッションを重ねることで、「この場合はやむを得ない対応だった」というケースがたくさん出てくると思います。

一方で、支援現場では対応に悩むケースも増えていると感じています。近年は支援

のあり方に関する基準や配慮事項がより重視されるようになっており、現場では日常的な支援の範囲や方法について判断に迷う場面もあります。こうした課題については、関係者がオープンに議論しながら考えていくことが重要だと思います。

また、労働施策総合推進法等の一部改正により、事業主にはカスタマーハラスメント対策が義務付けられました。これにより、事業所には、利用者の家族からの正当な意見・要望と、不適切な要求とを適切に見極め、対応することが求められることとなりました。

カスタマーハラスメント、不適切支援、身体拘束、例外3原則などの課題については、本日のような会合や部会においてディスカッションを重ね、対応のあり方を検討していく必要があると、今のお話を聞いて感じました。

◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

今のお話を伺い、私からもお伝えしたいことがあります。

肢体不自由児者父母の会には、肢体不自由児者のコミュニケーションの難しさに関する声が数多く上がっております。肢体不自由児者は、経験や体験の機会が限られることから、獲得できる言葉や表現の幅が健常者に比べて少ない場合があります。

日常生活の様々な場面において、文字やコミュニケーションエイドだけでなく、AAC（拡大・代替コミュニケーション）も活用しながら、肢体不自由児者本人が自分の伝えたいことを支援者に適切に伝えられるようになってほしいと思います。

ぜひ、障害特性を理解し、その特性に応じた支援を行っていただきたいと思います。また、障害のある子どもたちを支援する方々に対して、コミュニケーション手段の活用促進について周知を図り、適切な支援の輪が広がるよう取り組んでいただくことを願っています。

◎綿会長

今のお話を伺い、地域生活支援部会では、虐待や親亡き後の課題など、地域生活に直結する様々な課題を扱っていることを改めて感じました。一方で、現在の部会構成は事業所職員が中心となっています。

家族や当事者の代表にも参加いただくことで、地域生活における課題がより明確になるのではないかと感じています。部会の構成についても、ぜひ検討いただければと思います。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

住谷委員のお話を聞いて、私も共感するところがあります。

私ども聴覚障害者協会の例で申し上げますと、音を聞いた経験がないため、病院で痛みを伝える際に課題があると感じています。

聾者の場合は手話で症状を表現しますが、その細かなニュアンスを手話通訳者が正確に読み取り、医師に伝えることが難しい場合があります。

手話にも音の程度がありますので、そういったことを研修に組み込んで、手話通訳

者の養成にあたる必要があると考えています。

研修の実施には講師費用の確保など様々な課題がありますが、今後もよい良い方向に進めていきたいと考えています。

◎綿会長

ありがとうございます。

今のような当事者の声を、どれだけ実際の生活レベルにまで落とし込んでいけるかが重要だと考えます。

◎事務局（障害福祉課援護係長）

コミュニケーション支援については、「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定や、その普及啓発のためのリーフレット作成など取組を進めていますが、それぞれの障害特性をどのように理解するかが重要だと考えています。

情報保障につきましても、聴覚障害者に限らず、さまざまな障害のある方に関わる重要なテーマであり、今後も大切にしていってほしい視点だと考えております。

◎綿会長

大変重要なテーマですので、引き続き生活に根差した議論を進めていただければと思いますが、時間の都合により、この議題は一旦ここで区切らせていただきます。

（１）部会の実績報告について

⑥医療的ケア部会 実績報告

◎事務局（障害福祉課相談係長）

【資料６について説明】

◎三木委員（葛飾区重症心身障害児者を守る会）

イムスリハビリテーション病院について意見と質問がございます。

親の立場からすると、空床が出なければ利用できない仕組みでは非常に利用しづらいのではないかと感じます。また、葛飾区がこの事業をどのような位置付けで活用しようとしているのかも見えてきません。

令和７年６月に指定を受けて以降、実際の運用が開始されておらず、東京都とイムスリハビリテーション病院との契約に葛飾区がどの程度関与していくのか、また、いつ運用が開始されるのかについても不透明な状況です。

このような状況を踏まえ、葛飾区独自の医療型短期入所事業の整備も含め、踏み込んだ検討をお願いしたいと考えています。

現在、地域には医療的ケアを必要とする学齢期のお子さんが多くいますが、医療型短期入所は不足しており、受け入れ先が十分に確保されていません。そのため、本人や家族は大きな不安を抱え、保護者の負担も大きくなっています。

こうした課題を区としてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

◎事務局（障害福祉課相談係長）

区内にはこれまで医療型短期入所施設がなく、イムスリハビリテーション病院が初めて開設に至った施設となります。これまで複数の病院に相談してきましたが、受け入れが難しい状況が続く中で、今回初めてイムスリハビリテーション病院での開設が実現しました。まずはイムスリハビリテーション病院で利用実績を積み重ねることで、今後の利用拡大や受け入れ体制の充実につながっていくものと考えております。

私どもも定期的に病院を訪問し、区内の利用者の方が一日も早く利用できるような要望をお伝えしております。病院側も受け入れに向けて、相談員の方々を中心に体制整備を進めてくださっていますが、現状は空床利用での対応となっております。そのため、空床が生じた際には区内の利用者を受け入れていただけるよう、引き続きお願いしているところです。

確かに現在は利用できる施設が限られており、区としても課題として認識しておりますが、まずはイムスリハビリテーション病院での利用が進むよう支援してまいりたいと考えております。

◎綿会長

現状では実際に利用できていないわけですから、「開設した」と評価するのは難しいのではないのでしょうか。私の施設でも医療的ケアとショートステイを受け入れていますが、自治体が一定の枠を確保し、優先順位を整理した上で利用につなげています。現状、利用者が実際に利用できていないのであれば、その状況を適切に整理する必要があると思います。

◎吉永委員（特定非営利活動法人 むう）

医療型短期入所がこのような運用になるとは、正直想定していませんでした。東京都の制度である空床型の仕組みについては理解できない部分があります。区の緊急一時保護事業のように、年間契約によって一定の利用枠が確保される仕組みをイメージしていました。

資料には6月開設とありますので、既に利用実績があるものと思っていましたが、先生がご指摘されたように、実質的には「開設した」と言える状況ではないと私も思います。

契約にあたり、一定の利用枠を確保するような形は取れないのでしょうか。そうした仕組みがなければ、利用者が必要なときに利用できず、制度の実効性が十分に確保されないのではないかと思います。

◎福祉部長

課題認識としては、実態に即した形でサービスを提供できていない状況にあると認識しておりますが、今回は空床利用という形で事業を開始しております。

空床がなければ利用できないという制約があるため、利用希望者と受け入れ可能なタイミングがうまく一致した場合には利用につなげることができますが、それが難しいというご指摘だと思いますので、区としてどのようにショートステイの受け入れ場所を確保していくのかについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◎綿会長

民間病院であれば、経営上の理由から空床のままにしておくことはしません。開設して1年ほど経過しても利用実績がないとなれば、実質的には取り組みが行われていないのと同じではないでしょうか。それにもかかわらず、これを「取り組んでいる」とするのは、障害者福祉の観点から適切ではないと思います。

一番懸念しているのは、障害者福祉の分野で実態を伴わないまま「取り組んでいるように見える」状態になってしまうことです。

他の自治体では、ベッドを確保した上で看護師を配置し、ショートステイを運営している事例もあります。看護師が適切に配置され、医師との連携体制が確保されていれば、ショートステイの運営は可能であるため、私は必ずしも受け入れ先が病院である必要はないと考えています。むしろ、病院だからこそ利用しにくい面もあると思います。

利用者やご家族は切実な状況に置かれており、各自治体でも対応の検討が進められているところですので、改めてご検討をお願いしたいと思います。

◎西川委員（葛飾特別支援学校PTA）

特別支援学校への看護師派遣について、お話しさせていただきます。

葛飾特別支援学校、水元特別支援学校、水元小合学園、鹿本学園で構成する4校連絡会では、これまで継続して要望をお伝えしてまいりました。

私自身、4校間での話し合いや学校への看護師の派遣、実際にお子さんを連れて来られて話をされている姿を見てきた立場として、関係者の皆様が着実に支援の取組を進めてくださっていることを実感しております。

4校連絡会を代表して、心から感謝申し上げます。引き続きご支援、ご協力をお願いしたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎綿会長

葛飾区の場合、一般の保育園に医療的ケア児はどの程度通われているのですか。

◎福祉部長

保育園の方でも実際に受け入れをしていただいております。その受け入れに当たっては、医師会などのご協力もいただいております。すべての方を受け入れられる状況ではありませんが、受け入れ対象を整理した上で、各保育園において受け入れていただいているところがございます。

◎綿会長

地域の保育園と医療的ケアに対応する児童発達支援事業所との連携は、今後ますます必要になってくると思います。

医療的ケアが必要なお子さんの支援は、児童発達支援事業所だけでも難しいですし、保育園だけでも難しいと思います。また、医療的ケアが必要なお子さんを育てる保護者の方々の中には、働きたいという希望を持つ方も増えています。

家族のニーズは時代とともに変化していますので、そうした声に合わせて支援のあり方も柔軟に考えていく必要があると感じています。

私どもの事業所でも医療的ケアに対応した児童発達支援を行っていますが、保育園のように長時間お預かりすることはできないため、こちらが保育園へ迎えに行き午後は事業所で療育を行ったり、逆に午前中に療育を行った後に保育園へお送りしたりといったように保育園と連携しながら柔軟に対応しています。

今後は、このような保育園と児童発達支援事業所が連携する新しい支援の形をつくっていかねば、ご家族のニーズに十分応えていくことは難しいのではないかと感じています。

ぜひ、このような観点も含めてご検討いただければと思います。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

医療的ケアが必要なお子さんが、自宅近くの保育園への入園を希望する場合、関係機関等で協議を行い、受入れが可能と判断されれば入園することはできるのでしょうか。

また、受入れが難しいと判断され、自宅から離れた保育園への通園となった事例がございましたら、ぜひお聞かせいただけないでしょうか。

◎福祉部長

実際にどのようなお子さんがどの保育園に通われているかといった個別の状況については、福祉部の所管ではないため、把握できていない部分が多いのですが、自宅から離れた保育園への通園となった事例はあるのかもしれないと思います。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

ある事例では、入園を希望していた保育園の見学時に、聴覚に障害がある子どもを受け入れる場合には、保育士や支援員を追加で配置する必要があり、また、他の子どもたちと一緒にではなく個別の対応が必要になることから、受入れは難しいという趣旨のお話がありました。

聴覚に障害のあるお子さんの場合、けがなどの安全面を心配されることがあるようで、そのため受入れが難しいとの説明があったのではないかと考えています。

こうした事例もあることから、福祉所管課と保育所管課で情報共有をしておく必要があると感じました。

◎福祉部長

ご指摘ありがとうございます。

実際のところ、保育園の具体的な運営体制について詳細に承知しているわけではありませんが、一般論として、常時1対1での対応が必要な場合には、人員配置の面から受入体制を整えることが難しいケースもあるのではないかと考えております。

また、情報共有については、医療的ケア児等コーディネーターをそれぞれ配置しており、関係者による連絡会も設けております。そのため、そうした場を活用しながら、引き続き情報共有を図り、どのような支援や対応が適切であるかについて検討してまいりたいと考えております。

(2) 第8期葛飾区障害福祉計画・第4期葛飾区障害児福祉計画の策定及び葛飾区障害者施策推進計画の見直しについて

◎事務局（障害福祉課管理係長）

【資料7について説明】

◎綿会長

この件につきましては、第8期葛飾区障害福祉計画・第4期葛飾区障害児福祉計画の策定及び葛飾区障害者施策推進計画の見直しについて、事務局から示されたスケジュール案で進めることとしてよいか、ご意見をいただければと思います。

(反対のご意見なし)

令和8年度は、各区市町村で計画策定の年となります。本協議会におきましても、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら、十分な議論を重ねていければと考えております。

それでは、事務局から示されたこのスケジュール案について、本協議会として承認することとしたいと思います。

最後に、その他の件も含めまして、委員の皆様から何かございますか。

◎前田委員（葛飾区手をつなぐ親の会）

計画に関連して申し上げますと、実は今年の鹿本学園と水元小合学園の卒業生のうち、車いす利用の方で6名ほど進路先の確保が難しい状況にあるとのことで、昨年末に法人へ相談がありました。他の事業所にも同様の相談が寄せられたようです。

最終的には、ウェルピアかつしかの一部を改修するとともに、巡回バスによる送迎体制を整えることで受け入れが進みました。しかし、来年度以降は、車椅子の方々の生活介護の場が、現状のままでは確保できないのではないかと感じています。

また、令和9年度の特別支援学校卒業生については、車椅子利用ではない方々についても生活介護の受け入れ先が不足するのではないかと懸念も示されています。

計画策定については、このスケジュールに沿って進めていくことになるのだと思いますが、実質的な部分で、葛飾区の障害のある方々が困ることのないよう、何らかの取組を早めに進めていただければと思います。

◎事務局（障害福祉課管理係長）

生活介護における受け入れについては大変苦慮しているところでございます。来年度分については受け入れの見通しが立ったものの、その先については厳しい状況が続いていると認識しております。

施設の皆様からは、施設の改修や送迎体制の整備ができれば受け入れが可能とのお話も伺っております。

こうした課題は計画策定とも密接に関わるため、必要なサービス量を見込むとともに、卒業生は毎年増えていくことから、対応策について早急に検討してまいります。施設の皆様にも個別にご相談させていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

◎綿会長

特別支援学校を卒業するお子さんの数は、ある程度予測できますので、その点も踏まえ、ぜひ各事業所の皆様にもご協力いただきながら進めていただければと思います。現在、生活介護の受入れが不足する一方で、就労継続支援B型には空きが見られる状況も生じています。利用者の重度化が進んでいる現状も踏まえ、社会資源の整備についてご検討いただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

（意見なし）

それではこれもちまして、第2回葛飾区障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。